

屋外広告物条例に基づく市町の意見及び既存不適格調査について

1 関係市町の意見

(1) 概要

屋外広告物条例の規定により、屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(2) 意見照会日

平成 28 年 9 月 23 日

(3) 関係町村長の意見

町 村	回 答 日	内 容
佐 久 市	平成 28 年 12 月 27 日	意見なし
小 海 町	平成 29 年 10 月 4 日	意見なし
佐久穂町	平成 29 年 10 月 13 日	意見なし

2 既存不適格となる広告物（事前調査）

(1) 禁止地域

町 村	広告物の種類	件 数
佐 久 市	独立広告物、壁面広告物、その他	5 件
小 海 町	—	なし
佐久穂町	—	なし
合計		5 件

(2) 許可地域

町 村	広告物の種類	件 数
佐 久 市	独立広告物、壁面広告物、その他	12 件
小 海 町	—	なし
佐久穂町	—	なし
合計		12 件

(3) 指定後の対応

ア 既存不適格広告物は、指定後 3 年までは猶予期間として掲出が可能

イ 設置者に対し、改善・撤去・許可申請書の提出（許可地域のみ）を指導していく。